

事業者の皆様へ

事業系ごみは 地域のごみ集積所に出せません!



岐南町からの
お願いです

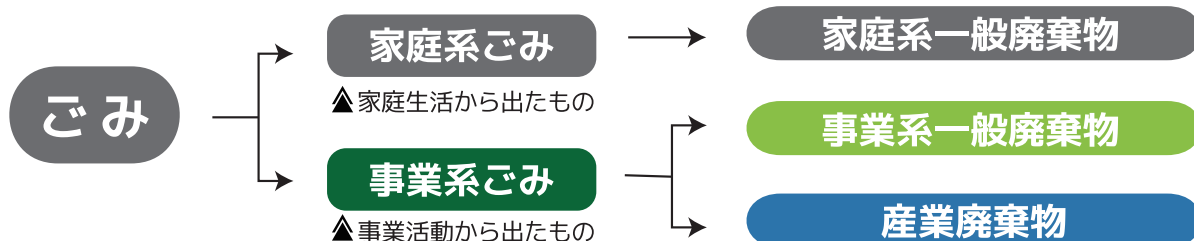


ごみの種類

ごみは家庭生活から生じる家庭系ごみと、会社や店舗※など事業活動に伴って生じる **事業系ごみ** に区分されます。さらに **事業系ごみ** はその種類や業種によって **事業系一般廃棄物** と **産業廃棄物** に区分されます。

家庭系ごみと **事業系ごみ** は、処理方法が異なるのでご注意ください。

※住宅と併用している会社や店舗等の事業所、学校、公共団体、NPO 等も含まれ、営利・非営利を問いません。



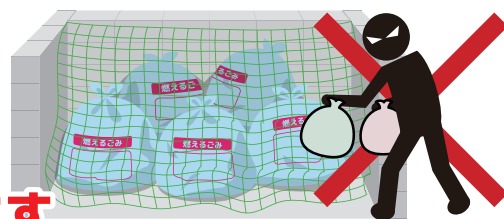
産業廃棄物は事業系一般廃棄物として排出しないでください



ごみの処理方法

事業系ごみは、県・町の定めたルールに従って、各事業所が責任を持ち処理を行ってください。

地域の集積所や自己搬入施設・エコステーションに出すことは出来ません。



**「事業系ごみ」を地域の集積所に出すと
不法投棄 として罰せられる場合があります**

 事業系ごみの正しい処理方法は、裏面をご覧ください



令和 8 年 4 月から

事業系一般廃棄物の処理手数料が変わります

可燃ごみ 110 円 / 10kg

粗大ごみ 無 料



一律 200 円 / 10kg

事業系ごみの処理方法



ごみの減量にご協力ください

STEP 1 ごみを産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分けましょう

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じたごみのうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定された以下の20種類の廃棄物のことです。産業廃棄物に該当しない事業系ごみは、事業系一般廃棄物になります。

●あらゆる事業活動に伴うもの

①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん

●業種が限定されるもの

⑬紙くず（建設業・製紙業等） ⑭木くず（建設業・木製品製造業等） ⑮繊維くず（建設業・繊維工業等） ⑯動物系固形不要物（と畜場等） ⑰動植物性残さ（食料品製造業等）

⑱動物のふん尿（畜産農業） ⑲動物の死体（畜産農業）

●その他

⑳上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑯に該当しないもの



一般廃棄物と間違われやすい産業廃棄物の例

- ポリエステルなどの化学繊維で作られた衣服等、緩衝材、PPバンド、洗剤等のボトルなど：⑥廃プラスチック類
- 食料品製造業から排出された動植物性残さ（野菜くず等）：⑰動植物性残さ
- 事業所で使用された椅子や机等の家具（金属製、プラスチック製等）：⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず

処理については、産業廃棄物処理業者に
連絡・相談をしてください。



一般社団法人
岐阜県産業環境
保全協会



STEP 2 リサイクルできるものはリサイクルしましょう

リサイクルできるものはごみとして捨てられません。

再利用、リサイクルできるもの（紙類・古着類など）はごみと分けて資源回収業者に依頼してください。なお、エコステーションは利用できません。

STEP 3 リサイクルできないごみだけを捨てましょう

リサイクルできないごみは、許可業者に回収・処分を依頼するか、ごみ積替え施設（令和9年4月からは新しく開設されるごみ処理施設）に自己搬入してください。

事業系一般廃棄物

岐南町の一般廃棄物収集運搬業許可を受けている業者に
連絡・相談してください。

有料  200円
回収費用は別途必要です

事業系ごみ（一般廃棄物）に関する問い合わせ先

許可業者：株式会社高島衛生 TEL 058-248-0089

岐南町くらし安全課 TEL 058-247-1360

令和7年12月